

(案)

指定ごみ袋の導入について

流山市クリーンセンター

1. 指定ごみ袋とは

指定ごみ袋とは、市がごみ袋の大きさや形、色などの規格を定めた袋です。今回の導入にあたっては、袋の価格にごみ処理手数料を上乗せして販売するいわゆる「有料化」は行いません。

指定された同一規格のごみ袋で市民の皆様にごみを出していただくことにより、集積所にごみが整然と排出され、正しくない袋や他市の指定袋、事業者のごみが集積所に出されることを抑制できます。また、袋にごみの種類が表記されることによって、ごみ分別や減量についての意識が高まると考えています。

さらに、同一の袋でごみが出されることにより、集積所においてごみ分別の確認と収集作業を効率的に行うことができます。

2. 流山市のごみ出しの現状と課題

つくばエクスプレス開通以後、本市の人口は約5万人増加し、それに伴いごみ全体の排出量も年々増えており、ごみ出しについても様々な課題が出てきております。

分別されていないごみや、紙袋や段ボール箱、中身の見えない袋で出されたごみが見受けられます。

また、他市の指定ごみ袋が流山市のごみ集積所に置いて行かれること

(案)

や、事業者がごみ集積所に事業のごみを置いていってしまうこともあります。

このような理由で回収できなかったごみは年間で10万4千件ほど発生しています。また、家庭ごみ集積所は市内で約5千8百か所あることから、1か所あたりに換算すると年間18件ほどとなります（令和元年度実績）。

このようなことから、ごみ集積所の周辺が環境悪化し、管理している利用者の皆さんの負担が大きくなっています。また、マナーの悪いごみが新たなルール違反を呼んでしまいます。

こうした状況を改善するべく、指定ごみ袋の導入を考えたものです。

3. 指定ごみ袋を導入するごみの種類

指定ごみ袋の対象になるのは「燃やすごみ」と「容器包装プラスチック類」です。今回導入するにあたり、排出の量が多く頻度も高いこの2種類のごみが最も導入によって得られる効果が高いと考えています。

その他のごみ（燃やさないごみ、ペットボトル、有害危険ごみ）は、引き続き透明又は中身の確認できる透明性を有する袋で排出することになります。

なお、剪定枝と木材についてはごみ袋に入れずに紐等で束ねて出すことも「可」とします。

(案)

4. 指定ごみ袋の規格

- 材質：ポリエチレン
- 大きさ：ごみ種別ごとに大(45ℓ)、中(30ℓ)、小(20ℓ) 手提げ有
- 厚さおよび強度：市販のごみ袋と同程度 審査有

厚さと強度についてはごみ袋として適正な数値を設定し、検査機関の証明書を事業者に提出させます。また、販売開始後も審査を行い、適宜確認を行います。

- 袋および印刷：袋は白色半透明 印刷は片面1色（文字のみ着色）

価格を抑えるため、印刷を含めて着色は最小限とします。配色は（松戸市、野田市、柏市）のすでに利用されている指定袋と異なるものとしします。

5. 指定ごみ袋の導入方法

指定袋の仕様を定めて事業者を募る認定制とします。指定袋の仕様を市が決定し、その仕様に適合する袋を各事業者に製造していただき、適合しているか審査の上認定を行い、認定された袋を流山市の指定ごみ袋として各事業者に販売していただきます。

販売先については各事業者任せ、市内各所で購入できるような販売先となるよう、市からも要望します。

価格については、それぞれの販売店が独自に定める価格（市場価格）での販売となり、複数の事業者が仕様を満たす条件の範囲内で自由競争することになります。

(案)

6. 導入時期

令和3年10月1日から導入を予定しております。

ただし、導入後に半年間の移行期間を設けます。

移行期間中は従来通り透明又は中身の確認できる透明性を有する袋によるごみ排出も「可」とし、この期間中に市民の皆様には指定ごみ袋へと移行していただくようご協力をお願いしてまいります。

